

平成12年 1月28日 (空航第60号)
平成20年 9月30日 一部改正 (国空航第510号)
平成23年 6月30日 一部改正 (国空航第566号)
令和 2年10月23日 一部改正 (国官参事第560号)

航空局安全部航空事業安全室長

機長の認定に係る技能審査に関する指定訓練の指定基準細則

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第164条の 2 第 1 項の「国土交通大臣が指定する訓練」（以下「指定訓練」という。）の指定については、「機長の認定に係る技能審査に関する指定訓練の指定基準」（平成12年 1 月28日、空航第59号）によるほか、本細則に定める基準によるものとする。

1. 必要な訓練時間

シミュレーターによる実際の路線運航の模擬は、ランプ・アウトからランプ・インまでとし、運航の所要時間が少なくとも 1 時間以上であること。

なお、模擬運航前後のブリーフィング等を含むその他の訓練については、所要の時間が確保されていること。

2. 訓練に使用するシナリオの種類および数

- (1) 本 数 1 型式について 4 本以上のシナリオを作成すること。
- (2) 路線数 1 型式について代表的な 2 つ以上の路線について作成すること。

3. シナリオ作成時における留意点

- (1) 模擬運航におけるブリーフィングでは、整備状況（運用許容基準の適用を含む）、重量重心位置、航空情報、気象情報、燃料量、危険物搭載等について設定されている条件に関し、通常与えられる情報と同等のものが提供されること。
- (2) 路線運航の模擬における航空機の操作及び措置には、出発準備、ランプ・アウト、タクシー、離陸、飛行、着陸、ランプ・インを含むものであること。
- (3) 上記のほか、路線運航の模擬には、通常行われる路線運航時の所要の業務が含まれていること。
- (4) 航路（出発、進入経路を含む。）、気象条件等の設定は、当該路線における特徴を反映したものであること。
- (5) 機材故障、天候悪化等異常状態の設定については、回復可能なものからその後の飛行に影響を与えるものまで、多様な形態を含むものであること。なおこの場合は、例

例えば以下の事例を参考とすること。

- (a) 滑走路の状態をWATER、ICYとすること等により、ADVERSE WEATHER OPERATIONの設定を適宜行うこと。
 - (b) 航空灯火、航空保安無線施設の機能の中断、機上搭載機器の不作動、滑走路の閉鎖等の設定を適宜行うこと。
- (6) 上記のほか、実際の路線運航における運航環境を十分に反映したものであること。

4. シナリオの見直し

シナリオの内容については定期的に見直すこととし、指定訓練の内容を把握するため、その内容に変更を生じた場合には、航空法第134条に基づき報告を行わせること。

5. 教官の任用基準

指定訓練の教官は、次のイ～ニのいずれかに該当する者であって、かつ事前に指定訓練の目的、訓練科目、訓練方法等について、必要な教育、訓練を終了している者であること。但し、イに該当する者を1名以上充当すること。

- イ 現に当該型式機の機長の認定を受けている者
- ロ 当該型式機の機長として指定訓練を受けた経験を有する者
- ハ 査察操縦士として指名を受けた経験を有する者
- ニ その他上記のイ～ハと同等の経験を有すると航空事業安全室長又は地方航空局保安部長が認める者

なお事業者は、教官候補者の任用訓練について、当該候補者の経歴、指定訓練を受けた頻度等に応じた内容とすること。

6. 訓練・指導に関するマニュアルに盛り込むべき事項

- (1) 指定訓練における機材故障等については、シナリオの通り行うこととし、乗組員の操作及び措置により修復されない限り、飛行が終了するまで継続すること。
- (2) 教官は、指定訓練中当該訓練を受けている者に対し、コメント、助言等を行ってはならないこと。
- (3) 模擬運航におけるチェックリストの使用、運航方式・無線通信方式の選択等については、実際の路線運航と同様に行うこと。
- (4) シミュレーターは、フリーズ状態としたり位置のリセットを行ってはならないこと。また、飛行時間は実際の時間に相当するものでなければならないこと。
ただし、長大路線を模擬したシナリオにあっては、予定飛行経路に沿ってポジションを移動させてもよい。
- (5) 模擬運航後のクリティークにおいては、指定訓練中における乗組員全体及び個人としての意思決定、操作、措置等について、適切かつ十分な議論を行うこと。なお、こ

の訓練では、オーディオビジュアル装置を有効に活用すること。

(6) 教官はクリティークをリードするとともに、訓練終了後、講評を行うこと。

(7) 教官は、航空機乗組員が安全性に影響を及ぼす危険な操作、措置を行う等基本的な知識・能力について疑義が生じた場合は、指定訓練後に適切な追加訓練を行わせること。

附 則

(1) この細則は、平成12年 2 月 1 日から適用する。

(2) 「機長の路線資格に係る技能審査に関する指定訓練の審査要領」(平成 4 年 7 月 8 日空航第480号)は廃止する。

附 則 (平成20年 9 月 30 日)

この細則は、平成20年 9 月 30 日から適用する。

附 則 (平成23年 6 月 30 日)

この細則は、平成23年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年 10 月 23 日 国官参事第560号)「航空に係る技術的な規制の見直しについて(報告書)」(平成29年8月2日)に基づく機長認定制度の見直しに関する改正)

この細則は、令和 2 年 10 月 23 日から適用する。